

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4162013	処分名	特定保育所の保育費用の徴収			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 子ども政策部	課	子ども育成課			
根拠規定	子ども・子育て支援法				附則第6条第4項	
基準規定	①	子ども・子育て支援法			附則第6条第4項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月17日	最終更新日	令和3年3月17日
	非公開該当		未設定理由			
	※ 基準規定(参考) (保育所に係る委託費の支払等) 第6条 略 2・3 略 4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。 5～8 略					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外		行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため			
備考						